

「みやこ町就学援助制度」のお知らせ 〈令和5年度〉

みやこ町教育委員会

就学援助制度とは、経済的な理由で小・中学校への教育費の支払にお困りの家庭に対して、給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度です。
援助を希望する場合は、申請書に必要書類を添えてお申し込みください。
令和4年度受給していたかた、入学準備金を受給していたかたも、必ず申請が必要です。

援助の対象となる世帯

就学援助（通常版） 申請理由①～⑤

- ①生活保護が停止又は廃止となった世帯
- ②世帯全員の町民税が非課税の世帯
- ③国民年金掛金の免除又は、国民健康保険税の減免を受けている世帯
- ④児童扶養手当を受給している世帯（児童扶養手当証書を申請書に添えてください）
- ⑤その他経済的に困っている世帯（生活保護基準1.5倍以下の世帯が対象）

対象所得の目安（参考：令和4年度モデルケース） ※家族構成や年齢等諸条件により所得額の上限額が異なります。

世帯員	家族構成	所得額（持家）	所得額（借家）
2人	父（30歳）、子（新小1）	～1,850,000	～1,990,000
3人	父（32歳）、母（31歳）、子（新小1）	～2,300,000	～2,440,000
4人	父（35歳）、母（35歳）、子（新小1）、子（2歳）	～2,500,000	～2,660,000
5人	父（36歳）、母（33歳）、子（新小1）、子（3歳）、子（1歳）	～2,800,000	～2,940,000

◎所得額は、令和4年のものを使用します。給与（年金）収入の場合、給与（年金）所得控除（収入額による異なる）から社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除がある場合は、それを差し引いた金額になります。
◎同一世帯の所得（祖父母と同居で世帯が同じ場合は、そのかたも含む）はすべて合算します。
◎上記対象所得の目安は、家族構成、年齢等により認定となる所得の基準額が変わります。この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますので、ご了承ください。

- ※ 令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で、令和4年の所得の申告を済ませておいてください。収入のないかたも申告が必要です。
- ※ 生活保護を受給中のかたは、この制度の支給対象になりません。

（新型コロナウイルス感染症対策版） 申請理由⑥

⑥上記、①～⑤すべてに該当しないかたで、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3か月の給与等が昨年に比べ大きく減少しているかた、失業中のかた等で以下の基準に該当するかた。

【新型コロナウイルス感染症対策版 認定基準】

- ・上記就学援助（通常）に認定されていないかた、生活保護を受給されていないかた
- ・申請時の直近3か月前の収入が減少した世帯（生活保護基準1.5倍以下の世帯が対象）

※上記、対象所得の目安をご参考にさせていただきます。

審査結果について

7月上旬に各家庭に郵送でお知らせします。

詳しい申請方法は、裏面をご覧ください。

申請の手続き

【受付期間】 令和5年4月3日（月）から令和5年5月10日（水）まで

この期間に申請し認定された場合は、4月からの援助費が支給されます。受付期間終了後も随時受け付けますが、援助費は認定された月からの支給となります。

【申請場所】 お子さんが通っている学校 又は みやこ町教育委員会学校教育課

※小中学校に兄弟等が複数名在籍している場合は、申請書は1枚で構いません。

【申請に必要なもの】

- (1) 令和5年度就学援助申請書 ※町学校教育課、町HP、各小中学校にあります。
- (2) 添付書類等 申請理由① 生活保護の停止又は廃止されたかたは、「廃止決定通知書」の写し
- ④ 児童扶養手当の受給しているかたは、「児童扶養手当証書」の写し
- ⑤ 添付書類は必要ありませんが、収入を調べますので、必ず令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で令和4年中の所得の申告を済ませてください。収入のないかたも、申告が必要です。
- ⑥ 直近3か月の就労等の状況がわかる書類（16歳以上の世帯全員分）
- ・会社にお勤めのかた：申請時の直近3か月分の「給与明細書」の写し
 - ・現在失業中のかた：退職証明書や雇用保険受給者資格者証などの写し
 - ・個人事業者のかた：申請時の直近3か月分、月の売上や経費がわかる書類の写し

支給額・支給時期

1学期（7月）・2学期（12月）・3学期（3月）に支給します。

※新入学学用品費は、1学期（7月）に支給、修学旅行費は、実施後1～2か月後に支給、入学準備金、卒業アルバム代は3月に支給となります。



【援助項目と金額】 ※下表は令和4年度の金額です。令和5年度は変更になる場合があります。

援助項目	援助限度額		備考
	小学校	中学校	
給食費（月額・実費）	4,610円以内	5,510円以内	令和3年度から、町から学校給食センターへ直接支払います。
学用品費（年額）	11,630円	22,730円	
通学用品費（年額）	2,270円	2,270円	
新入学学用品費	54,060円	60,000円	4月認定者で入学前に入学準備金を支給していない場合に限る
入学準備金	54,060円 ※1月に別途申請受付予定	63,000円	令和5年度に町立小中学校及び県立中学校に入学する予定者が対象（町外在住者を除く）
校外活動費（宿泊なし・実費）	1,600円以内	2,310円以内	
校外活動費（宿泊あり・実費）	3,690円以内	6,210円以内	
修学旅行費（実費）	標準 20,000円	標準 60,000円	
卒業アルバム代（実費）	11,000円以内	8,800円以内	
医療費	実費（医療費）	実費（医療費）	学校から治療の指示を受けた医療費
オンライン学習通信費（年額）	14,000円	14,000円	

【お問い合わせ先】

みやこ町教育委員会 学校教育課 教務係 （電話：0930-32-6005）

(表)

令和5年度 就学援助申請書

【 **新規** ・ 継続 】

みやこ町教育委員会 様

令和 5 年 ○ 月 ○ 日

次のとおり就学援助費を申請します。

申請者(保護者)	フリガナ氏名	ミヤコ タロウ		電話番号	0930-△△-0000
		京都 太郎		携帯番号	090-××××-△△△△
	住所(アパート名等)	〒 824-×××× 京都府みやこ町○○○△△番地×× ○○団地◇号			
	令和5年1月1日の住所(※現住所と違う場合)	北九州市小倉南区○○ △△番地××			
	住居の状況	1. 持家 (家賃月額) 2. 公営住宅 3. 借家 (30,000 円)			
児童・生徒	フリガナ氏名	続柄	生年月日	学校・学年	
	ミヤコ イチロウ	子	H○○年○月○日	○○中 学校 1 年生	
	京都 一郎				
	ミヤコ ジロウ	子	H△△年△月△日	○○小 学校 3 年生	
	京都 二郎				
世帯構成	フリガナ氏名	続柄	生年月日(年齢)	所得等の確認について(16歳以上の人のみ)	勤務先・学校名
	上記申請者	本人	T・S・H・R ○年○月○日 (○○才)	同意する 本人の署名 (裏面の誓約事項に署名)	就労・無職・学生 株式会社○○○
	ミヤコ ハナコ	妻	T・S・H・R ○○年○月○日 (○○才)	同意する 本人の署名 (京都 花子)	就労・無職・学生 [勤務先または学校名]
	ミヤコ カツコ	子	T・S・H・R ○○年○月○日 (△△才)	同意する 本人の署名 ()	就労・無職・学生 [勤務先または学校名] ○○保育所
	ミヤコ キョウタロウ	父	T・S・H・R ○○年○月○日 (△△才)	同意する 本人の署名 (京都 京太郎)	就労・無職・学生 [勤務先または学校名] 農業
	京都 京太郎				
			T・S・H・R 年 月 日 (才)	同意する 本人の署名 ()	就労・無職・学生 [勤務先または学校名]
※全員が記入できない場合は、別紙に記入してください。					
(注) すべての人を記入してください。 ・住民基本台帳に記載があるすべての人 ・住所は別だが、生計を一にする人 ※単身赴任など					
【申請理由】 (該当する番号に○印をつけてください)					
1 生活保護が停止又は廃止となった。 2 世帯全員の町民税が非課税である。 3 国民年金掛け金の免除又は、国民健康保険税が減免された。 4 児童扶養手当を受給している。 ※児童扶養手当証書の写しを必ず添付してください。 5 その他の経済的な理由による。(具体的に理由を記入してください。) ○○○○○○○○○・・・ 6 1～5すべてに該当せず、新型コロナウイルス感染症の影響により直近3か月の給与等が昨年に比べ大きく減少している。 ※16歳以上の世帯全員分の直近3か月分の給与明細等を添付ください。					

「児童扶養手当の受給」が申請の理由の場合は、この欄に記入する必要はありません。

「児童扶養手当の受給」以外の理由で申請する人は、教育委員会で世帯の状況、所得・課税状況を確認させていただきますので、16歳以上の人全ての同意が必要です。同意者本人の署名をお願いします。また、収入・所得の有無にかかわらず、令和4年の所得等の申告を、済ませておいてください。

※裏面も記入と押印が必要です。

就学援助費の受給方法 (希望する受給方法に○を付けてください。)										
1 「学校への直接振込」による受給										
2 保護者指定口座への振込による受給 下記の表に記入してください。										
銀行名	支店名	種別	口座番号						口座名義人 (※申請者名義のもの)	
〇〇銀行	〇〇本(支)店	普通	1	2	3	4	5	×	×	フリガナ ミヤコ タロウ 京都 太郎
入学準備金振込先 (みやこ町にお住まいの小学6年生対象)										
※上記において「1 学校への直接振込」を希望の人で小学6年生のお子さまがいる場合は記入してください。 入学準備金は原則、個人口座に振り込みます。町外にお住まいの人、町外の中学校に入学予定の人は対象外です。										
銀行名	支店名	種別	口座番号						口座名義人 (※申請者名義のもの)	
		普通								フリガナ

誓 約 事 項	
私は、みやこ町から受ける就学援助費の受領に関し次のとおり誓約いたします。 下記事項に違反した場合はみやこ町教育委員会の処置に従います。	
記	
① 申請書の記載事項は事実に相違ありません。	
② 就学援助の情報について、学校や町関係部局に情報提供することに同意します。	
③ みやこ町教育委員会が申請者及び家族に関する所得・課税情報、世帯の状況（生活保護、児童扶養手当の受給状況や世帯構成等）について、就学援助費認定審査に必要な範囲で公簿等により確認することに同意します。	
④ 受給方法で「学校への直接振込」を希望の人は学校長、「保護者指定口座への振込」を希望の人はみやこ町学校教育課長を代理人と定め、就学援助費を請求することに同意します。	
⑤ 学校給食費においては、みやこ町学校給食センターにみやこ町から直接払いすることに同意します。	
⑥ 就学援助費の受給方法で、「保護者指定口座への振込」を希望の人で、学用品費等を3カ月以上滞納した場合等で、みやこ町教育委員会が特に必要と認めた場合は、「学校への直接振込」に変更することに同意します。	
⑦ 申請者へ学校給食費の返納が生じた場合、みやこ町教育委員会にみやこ町学校給食口座振込に関する情報を提供することに同意します。	
⑧ 申請書の記載事項に変動が生じた場合は、速やかにお届けします。	
⑨ 就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従って援助費を返納します。	
令和 5 年 ○ 月 ○ 日	
みやこ町教育委員会 様	
申請者(保護者)	氏名 京都 太郎
※表面の申請者（保護者）欄と同じ人をご記入ください。	

★提出前に、ご確認ください

- ☒ 世帯の状況に「世帯全員」を記入していますか。
- ☒ 申請者の押印はありますか。※2か所(表面1か所 裏面1か所)
- ☐ 申請理由4にチェックしている人
・児童扶養手当証書の写しを添付していますか。
- ☒ 世帯員のうち、16歳以上の人に、みやこ町教育委員会が世帯の状況、所得・課税状況の確認を行うことについて、同意を得ていますか。(署名がありますか。)
その人の令和4年中の所得の申告は済んでいますか。収入のない人も申告が必要です。
- ☐ 申請理由6にチェックしている人 (新型コロナウイルス感染症により給与等が昨年度に比べ大きく減少した等)
・16歳以上の方は、収入の分かる書類を直近3か月分を添付していますか。
・失業中の方がいる場合は、ハローワークの登録書や退職証明書などを添付していますか。

令和5年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

みやこ町教育委員会

みやこ町では、小中学校の特別支援学級に在籍のお子さまがいる家庭に対し、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の一部を特別支援教育就学奨励費として支給しています。

令和4年度に受給されている人も、引き続き希望する場合は、申請が必要です。

1 対象となる世帯

- ・特別支援学級に在籍している児童生徒の世帯
 - ・学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当している児童生徒の世帯
- ※すべての人が受給できるわけではありません。世帯の所得の状況が認定基準を超えた場合は、受給できません。

2 支給内容

項目	限度額	
	小学校	中学校
給食費	実費額×1/2	実費額×1/2
学用品・通学用品費	実費額×1/2 (上限 5,820 円)	実費額×1/2 (上限 11,370 円)
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実費額×1/2 (上限 800 円)	実費額×1/2 (上限 1,155 円)
校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費額×1/2 (上限 1,845 円)	実費額×1/2 (上限 3,105 円)
修学旅行費	実費額×1/2 (標準 10,000 円)	実費額×1/2 (標準 30,000 円)
新入学学用品・通学用品費 (4 月認定の 1 年生のみ対象)	実費額×1/2 (上限 25,555 円)	実費額×1/2 (上限 28,990 円)
オンライン学習通信費	実費額×1/2 (7,000 円)	実費額×1/2 (7,000 円)

※項目、限度額は令和4年度のもので、令和5年度は変更になることがあります。

※学用品・通学用品購入費（新入学学用品費・通学用品費含む）は、保護者の負担額を確認しますので、領収書（レシート）を必ず保管しておいてください。

【補助の対象となる物】

- ①授業や学校生活で使用する物で、学校が持参を求める物
- ②通学の際に使用する物

（例）筆記用具（ノート、鉛筆、ペン、消しゴム等）、書道セット、絵の具セット、楽器（リコーダー、ハーモニカ等）、定規、コンパス、はさみ、のり、水着、標準服、学生服ランドセル、通学カバン、上履き、体操服、体育用靴、紅白帽、雨傘、長靴 等

3 支給時期

1 学期（7 月）・2 学期（12 月）・3 学期（3 月）に支給の予定です。

※学用品・通学用品費、新入学用品費は、領収証（レシート）が確認できた後の支給月に支給します。

4 申請の方法

（1）提出書類

特別支援教育就学奨励費申請書

※申請書は、みやこ町教育委員会学校教育課と各小中学校にあります。

（2）提出先

対象となるお子さんが在籍する学校

（3）受付期間

令和5年4月3日（月）から令和5年5月10日（水）まで

5 審査結果通知

7月初旬に各家庭に郵送でお知らせします。

6 その他（お願い）

収入・所得の有無にかかわらず、令和4年中の収入・所得がわかるように、世帯全員の令和4年の住民税の申告を済ませておいてください。申告していない場合、支給できません。

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りのかたに給食費や学用品費などを援助する「就学援助制度」があります。就学援助と特別支援教育就学奨励費を同時に受けることはできませんが、申請は両方できます。就学援助に認定された場合、特別支援教育就学奨励費より手厚い援助費が支給されます。

【お問合せ先】電話：0930 - 32 - 6005（みやこ町教育委員会 学校教育課 教務係）